

あなたの契約、大丈夫？

～知って安心、契約トラブル防止・解決のために～

契約トラブルを生じやすい特定の7つの取引類型を対象に、
トラブル防止のためのルールを定めているのが特定商取引法です。

1 訪問販売



キャッチセールスも対象

① 新たに、SNSにより誘い出した者への販売も対象

消費者の自宅等を事業者が訪問し、商品の販売等を行うもの



2 通信販売



消費者がテレビやホームページ等の広告を見て、電話、FAX、インターネット等で申込みをするもの

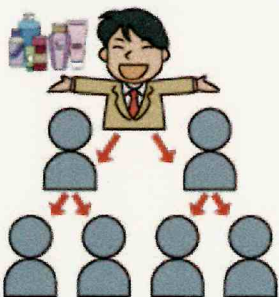
3 電話勧誘販売



消費者に事業者が電話をかけて勧誘し、商品の販売等を行うもの

4 連鎖販売取引

いわゆるマルチ商法のひとつ



「他の人を販売員にするとあなたも収入が得られる」と消費者を勧誘し、商品等を買わせるもの

5 業務提供誘引販売取引

いわゆる内職商法のひとつ



「仕事を紹介するので収入が得られる」と消費者を勧誘し、その仕事に必要であるとして、商品等を買わせるもの

6 特定継続的役務提供

特定の7種類のサービス
エステティック、語学教室、
家庭教師、学習塾、パソコン教室
結婚相手紹介サービス

① 新たに、「美容医療」も追加されました。



特定の7種類のサービスについて、長期・高額の契約を締結して行うもの

7 訪問購入

消費者の自宅等を事業者が訪問し、消費者の物品を事業者が買い取るもの



① 平成29年12月1日から適用